省　　令

**○農林水産省
経済産業省令第六号**

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）第一条及び商品取引所法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百二十八号）の施行に伴い、並びに商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）及び商品取引所法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、商品取引所法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月一日

農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行

商品取引所法施行規則の一部を改正する省令

商品取引所法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第一条の二第一項」を「第二条第一項」に改める。

第三条第二号中「、その者が取引をする商品市場ごとに法第三十条第一項各号のいずれかに該当することを誓約する書面」を削る。

第四条第二号中「、その者が取引をする商品市場ごとに法第三十条第一項各号のいずれかに該当することを誓約する書面」を削り、同条第三号中「ときは、その者が取引をする商品市場ごとに法第三十条第一項各号のいずれかに該当することを誓約する書面及び」を「場合であって、」に、「場合には」を「ときは、」に改める。

第十四条第三項第一号ワ中「、原材料等」を「及び原材料（これらに準ずるものを含む。）」に改め、同号レ中「できる」を「することができる」に改め、同項第二号ヘ中「耐用年数」を「耐用年数が」に改め、同項第四号イ中「平成十七年法務省令第十三号」を「平成十八年法務省令第十三号」に、「第二条第三項第二十三号」を「第二条第三項第二十二号」に改める。

第十五条第二項第一号ヌ中「支払」を「支払われ」に改め、同号ヌを同号ルとし、同号リの次に次のように加える。

ヌ　資産除去債務のうち、一年内に履行されると認められるもの

第十五条第二項第二号トを同号チとし、同号への次に次のように加える。

ト　資産除去債務のうち、前号ヌに掲げるもの以外のもの

第二十三条第二項第一号ロ中「棚卸資産」を「たな卸資産」に改める。

第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二十六条第一項中「から第六十条の七まで及び第六十条の九」を「及び第六十条の六並びに第六十条の八」に改める。

第二十八条第一項第四号中「、その者が取引をする商品市場ごとに法第八十二条第一項第一号イからハまで又は同項第二号イからハまでのいずれかに該当することを誓約する書面」を削る。

第二十九条第二号中「、その者が取引をする商品市場ごとに法第八十二条第一項第一号イからハまで又は同項第二号イからハまでのいずれかに該当することを誓約する書面」を削り、同条第三号中「ときは、その者が取引をする商品市場ごとに法第八十二条第一項第一号イからハまで又は同項第二号イからハまでのいずれかに該当することを誓約する書面及び」を「場合であって、」に、「場合には」を「ときは、」に改める。

第五十一条の次に次の一条を加える。

（商品市場における取引の制限等）

第五十一条の二　法第百十八条第二号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第百十八条第二号に掲げる商品取引所の開設する商品市場における取引又はその受託を制限する措置を講ずること。

二　当該商品取引所の開設する商品市場において会員等が取引を行うことができる時間帯を変更する措置を講ずること。

第六十条第三号中「、会員が取引をする商品市場ごとに法第三十条第一項各号のいずれかに該当することを誓約する書面又は取引参加者が取引をする商品市場ごとに法第八十二条第一項第一号イからハまで若しくは同項第二号イからハまでのいずれかに該当することを誓約する書面」を削る。

第六十条の五から第六十条の十二までを次のように改める。

（吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続会員商品取引所の出資である場合における吸収合併存続会員商品取引所の会員資本の変動額）

第六十条の五　吸収合併（法第百四十条の吸収合併をいう。以下この項及び次条において同じ。）に際して吸収合併対価（吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する財産をいう。以下この項及び次条において同じ。）の全部又は一部が吸収合併存続会員商品取引所の出資である場合には、吸収合併存続会員商品取引所において変動する会員資本（第十六条第一項第一号の会員資本をいう。以下同じ。）の総額（次項において「会員資本変動額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法に従い定まる額とする。

一　当該吸収合併が支配取得（会員商品取引所が他の会員商品取引所（当該会員商品取引所と当該他の会員商品取引所が共通支配下関係にある場合における当該他の会員商品取引所を除く。以下この号において同じ。）又は当該他の会員商品取引所の事業に対する支配を得ることをいう。以下この号及び第六十条の八において同じ。）に該当する場合（吸収合併消滅会員商品取引所による支配取得に該当する場合を除く。）　吸収合併対価時価（吸収合併対価の時価その他適切な方法により算定された吸収合併対価の価額をいう。）又は吸収合併対象財産（吸収合併により吸収合併存続会員商品取引所が承継する財産をいう。次号において同じ。）の時価を基礎として算定する方法

二　吸収合併存続会員商品取引所と吸収合併消滅会員商品取引所が共通支配下関係にある場合　吸収合併対象財産の吸収合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（前号に規定するべき部分にあっては、当該方法）

三　前二号に掲げる場合以外の場合　前号に規定する方法

2　前項の場合には、吸収合併存続会員商品取引所の出資金、加入金及び資本剰余金の増加額は、会員資本変動額の範囲内で、吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併契約の定めに従いそれぞれ定めた額とし、法定準備金及び利益剰余金の額は変動しないものとする。ただし、会員資本変動額が零未満の場合には、当該会員資本変動額を利益剰余金の減少額とし、出資金、加入金及び法定準備金の額は変動しないものとする。

3　第一項の「共通支配下関係」とは、二以上の者（人格のないものを含む。以下この項において同じ。）が同一の者に支配（一時的な支配を除く。以下この項において同じ。）をされている場合又は二以上の者のうち一の者が他のすべての者を支配している場合における当該二以上の者に係る関係をいう。